

訪問介護サービスの提供について

1. 介護保険の目的：自立の支援

要介護状態になったものが尊厳を保持し、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスをおこなうこと。

よって、

- ①日常生活の範囲を超えるもの
- ②単なる利便のためのサービス提供
- ③生きがい(趣味・嗜好)に関するサービス提供
- ④実際にサービス提供されていない時間

のいずれかに該当する場合は原則として介護保険の算定対象外。

介護保険給付対象の行為かどうかはこの原則に即して考える必要があります。

○身体介護

訪問介護員等が

- ①利用者の身体に直接接触しておこなう介助（そのために必要な準備や後片付けも含む）、
 - ②利用者のADL（日常生活動作能力）や意欲向上のために利用者とともにおこなう自立支援のためのサービス、
 - ③その他専門知識や技術を持って行なう
- 利用者の日常生活上、社会生活上のサービスをいいます。

具体的な行為としては①食事・排泄の介助、②清拭・入浴・身体整容、③体位変換・移動・移乗介助・外出介助、④起床及び就寝介助、⑤服薬介助、⑥自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助(自立支援、ADL等向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態でおこなう見守り等)。

○生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害、疾病のなどのため、本人や家族が家事をすることが困難な場合に行なう利用者の日常生活上、社会生活上のサービスをいいます。

具体的な行為としては、①掃除、②洗濯、③ベッドメイク、④衣類の整理・被服の補修、⑤一般的な調理、配下膳、⑥買い物・薬の受け取り、など。

*身体介護、生活援助に加えて、通院等乗降介助もあります。

【通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合（通院等乗降介助）】

通院等乗降介助とは、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗

車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うものをいいます（片道につき所定単位数を算定。包括報酬）。

通院等乗降介助を行う場合、身体介護は算定できません。

●居宅での行為

(1) 掃除・ゴミ出し

(ア) 算定対象 …… 日常生活を営むために最低限必要な範囲の掃除等に限られます。

(イ) 算定対象とならない場合… 日常生活に必要な範囲を超えたもの。例えば、大掃除に該当する行為、庭木の手入れ、愛玩動物の世話、使わない部屋の掃除など。

(2) 買い物

(ア) 算定対象 …… 日常生活を営むために最低限必要な品物の購入でかつ、日常生活の行なわれる地域内の近隣の店舗等で購入する場合に限られます。

(イ) 算定対象とならない場合… デパートでの嗜好品の購入、生業にかかる品物の購入、単なる嗜好にかかる品物の購入、近隣で済ますことができるにもかかわらず遠くの店まで出かけることなどは算定の対象外。

(3) 余暇・趣味活動 …………… 介護保険の算定対象外です。例えば、単なる散歩、一緒に人形作りをすること等は算定の対象外。

(4) 来客の接待 …………… 算定の対象外。

(5) 引越しの荷造り …………… 算定の対象外。

(6) 単なる話し相手 …………… 実際にサービス提供していない時間は算定の対象外。

(7) 医療行為 …………… 医療行為に関するケアは原則介護報酬の対象となりません。医師法等に抵触する可能性があります。こうべケアネットにも厚生労働省からの関連通知を掲載しています。参照の上慎重に判断してください。

●外出の介助

(1) 病院への通院に関係すること

…………… 下記「《別 紙》(17) 院内介助」を参照してください。

(2) 理美容院への付添い …………… 介護保険の算定対象外。

(3) 銀行等での振り込み手続きの付き添い・代行

(ア) 算定対象 …… 日常生活において最低限必要な行為にかかる振り込み等について

ては算定の対象。

(イ)算定対象とならない場合 … 趣味嗜好で購入したものについて銀行等での振り込み等。

(4)墓参りの付添い …………… 宗教的な行為は介護保険の算定の対象外です。

(5)補聴器や老眼鏡の購入・修理の付き添い・代行

…………… 医師等の処方箋があるものについては算定対象。また、修理については処方箋を必ずしも必要としませんが当初購入の際に処方箋があったものに限ります。

※上記の算定の可・不可を別紙でまとめているので再度確認のこと。

●同居家族がいる場合の生活援助

同居家族の有無だけをもって生活援助サービスの提供の可否が決まるわけではありません。一律の基準で判断できるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断します。

↓

日中独居という理由だけでサービス提供を行っていないか（日中独居の場合のサービス提供を禁止しているわけではありません）、家族が提供できないのか、本当に必要な量のサービスか、また、他のサービスの導入の可否、についても十分検討してください。

《別 紙》

サービス提供内容	介護報酬算定の考え方
(1) 大掃除、引越しの準備、ベランダの掃除、換気扇の掃除	算定対象外。
(2) 使用していない2階の部屋の掃除や片付け	算定対象外。
(3) 来客用の買い物、お歳暮などの買い物	算定対象外。
(4) デパートなど、日常生活圏域外への買い物	算定対象外。
(5) 花木の水やり、草むしり、庭の手入れ、ペットの世話	算定対象外。
(6) 足のリハビリのための外出介助、歩行訓練	算定対象外（リハビリは他のサービスで対応してください）
(7) 散歩介助、話し相手（生きがいづくり、閉じこもり予防など）	算定対象外。
(8) 理美容院への付き添い	算定対象外。
(9) 掃除機の購入の付き添い	いわゆる白物家電（例えば、炊飯器、冷蔵庫など）については算定できます。
(10) 郵便振替用紙による購入商品の代金支払いや通販の支払い	日常生活の必需品であれば算定対象。
(11) 冠婚葬祭に関することの介助（墓参り、法事等含む）	算定対象外。
(12) 免許証の更新の付き添い・住民票を区役所へ代行して受け取りに行く	算定対象。
(13) 補聴器・老眼鏡の購入、修理	医師処方に基づき調整された場合に限り、神戸市被保険者については算定可。なお、修理に際して医師処方を必ず要するものではありません。
(14) 銭湯へ行く時の介助	①自宅に風呂がない又は利用できない、②訪問入浴や通所介護を利用できない、③ヘルパーによる入浴介助について銭湯の承諾がある、④同性のヘルパーである、の4点を満たす場合は算定できます。
(15) 『自宅～病院～買物～自宅』を身体介護中心型で算定すること	買い物が合理的な往復の経路の範囲内であり、かつ日常品の買い物である場合には算定できます。
(16) マッサージ、鍼灸院への付き添い	医療保険の適用される場合のみ算定できます。
(17) 院内介助	・病院のスタッフ等により対応されるべきもので、場合により、院内の移動等の介助が可能です。 ・訪問介護員等によるトイレ介助や移動介助等の、院内介助が必要な場合は居宅サービス計画に次のことを記載し、その必要性を位置付ける必要があります。 (概要) ・適切なアセスメントに基づく利用者の心身の状況から院内介助が必要な理由 ・必要と考えられる具体的なサービス内容 (例：トイレ介助、院内での内科から眼科等の移動介助) ・病院のスタッフ等による対応が出来ないことを確認した記録（何時、誰に、確認した内容。包括的に確認した記

	録でもよい。)
① 乗車前介助（更衣、ベッドから車イスへの移乗等） ② 乗車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両への移動） ③ 乗車中 ④ 降車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両からの移動） ⑤ 受診等手続き ⑥ 院内移動 ⑦ 診察（リハビリ、検査等）待ち時間 ⑧ トイレ等介助 ⑨ 診察（リハビリ、検査等。診察室における更衣を含む） ⑩ 会計待ち時間 ⑪ 会計、薬受け取り ⑫ 乗車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両への移動） ⑬ 乗車中 ⑭ 降車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両からの移動） ⑮ 降車後介助	通院介助の一連の流れとして以下のようなものが想定されますが、報酬算定の対象の可否については、利用者の状況に応じて異なる場合がありますので留意してください。 ア 一般的には、訪問介護員が直接利用者に接していない時間や見守りの援助を行っていない時間（③、⑬、⑦、⑨、⑩）は通常対象外と考えられます。 イ ③及び⑬については、常時介助を必要とする場合は算定対象となり得えます。 ウ 重度の認知症のため徘徊等で常時見守りが必要、又は1人では椅子に座ることができず、常時支え等が必要という利用者の場合は、状態により、⑨以外は全て対象となることもあります。 エ ⑨については、報酬算定の対象とはなりません。 ※ ただし、これは報酬算定が不可なだけであって、訪問介護員が行うことを禁止されているわけではありません。
（18）入退院時の付き添い	自宅と医療機関の間の介助については算定可。入退院の準備作業(手持ち品をカバンに詰める等)については、家族や医療機関が対応できない等止むを得ない事情のある場合のみ算定可。
（19）病院間の移動において通院介助を利用する	同じ日に『自宅～病院～病院～自宅』と移動する場合は算定できます。転院の場合（『病院～病院』）だけの場合は算定できません。